

第 3 回豊川水防災サミット

議事概要

日時：平成 29 年 5 月 26 日（金）15：00～16：00

場所：豊橋市役所東館 4 階政策会議室

■議題

- (1) 豊川水防災サミット 規約、取組方針の改訂について 資料 1-1, 1-2
- (2) 「豊川における水防災意識社会を再構築するための取組方針骨子」について 資料 2
- (3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針の
フォローアップについて 資料 3-1, 3-2
- (4) 豊川水防災サミットの今後の進め方（案）について 資料 4
- (5) その他

■協議結果

(1) 豊川水防災サミット 規約、取組方針の改訂について

豊川水防災サミット 規約、取組方針を改訂し、「防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地」、「愛知県防災局 災害対策課」が新たに参画することについて了承を得た。

(3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針のフォローアップについて

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針のフォローアップ及び豊川水防災サミットの今後の進め方について説明し、委員の方からご意見を頂いた。

以下にその概要を記載する。

<新城市>

- ①過去に水害、浸水等が発生した地域（豊島地区、桜淵公園の一部地域）では、昔から住んでいる住民は水害への意識が強い。しかし、最近では大きな水害等が発生していないことから、新しく住み始めた住民に対する水害への意識の醸成が重要である。
- ②関係機関と連携のもと、タイムラインの検証と見直しをしっかりと行いたい。
- ③新城市では消防団が水防団の役割を担う現状があり、水防団として独自に組織された組織がなく、水防に対する体制が比較的脆弱である。今後は、関係機関と連携し、水防に関する訓練を行う必要があると認識した。
- ④新城市域では、豊川が県と国の管理区内に分かれており、防災体制の拡充を目的に、本サミットに愛知県防災局災害対策課にも参加することを提案していたが、実現して頂いたことは、本取組の拡充が図られ意味があると感じる。
- ⑤ハザードマップに関しては、新城市の取り組みは豊橋市と豊川市より若干遅れている。来年の完成を目指して作業を進めたい。

<豊川市>

- ①昨年度、一昨年度と霞堤地区に河川水位監視カメラを設置していただいた。
高齢者にも分かりやすく情報を伝えることが重要であるため、今後は関係機関と一緒にカメラ映像の有効的な利用方法を考えていきたい。
- ②昨年 5 月末に公表した、「豊川水系における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域」の公表に基づき、昨年 12 月に避難判断マニュアルの見直しを行った。
今年度は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域内の各戸への配布を予定している。
豊橋市・新城市と連携して広域避難を意識したハザードマップを作成し、地域住民の周知徹底を図ることで、逃げ遅れゼロを目指したい。
特に、河川によって市をまたいでいる地区の避難のあり方について意識していきたい。
- ③豊川改修促進期成同盟会の総会や霞堤地区浸水軽減対策協議会の作業部会において、江島地区の住民の方々より、昭和 44 年 8 月洪水による破堤被災体験の伝承に関する意見があった。
江島地区では、破堤から今年で 48 年が経過することから、破堤による浸水被害を風化させないように、更に 50 年目となる節目に向けて、災害を伝承する事業に取り組んでいただきたい。

<豊橋市>

- ①資料 1 - 2 の 22 ページ、【高頻度洪水・想定最大規模洪水別の取組み】、2) わかりやすい情報提供等(2/2)、⑦防災情報伝達ツールの改良・開発 に関して、豊橋市の防災関係におけるメインの情報伝達手段は FM 放送があるが、その内容が触れられていないので、追記していただきたい。
- ②毎年水防訓練を実施している水防活動の内容について、タイムラインの中でどう位置づけるのか気になっている
3. 1 1 東日本大震災以降、水門や閘門の閉鎖においても、消防団はまず逃げろ、自分の身の安全を確保することをいわれている中で、どのタイミングで積み土のう工を開始し、また、危険になった場合に撤退を指示して消防団員の安全を確保するのか、判断基準が明確ではない。
土のうを積む訓練が、実際の豊川の水防に活用できるのか心配である。
住民への避難勧告は早めに出すという形に最近はなっているが、消防団が水防工法を開始し、撤退するタイミングをタイムラインの中にどのように加えれば良いか助言をいただきたい。

<豊橋河川事務所>

- ①水防警報を出した後、水位上昇に応じてどのような水防活動を行うのか、危険な状態の中で水防団の撤退も含めてきわどい判断が必要になることは十分に認識している。
今後、タイムラインの中でどのタイミングで水防活動の指示を出すのか、つけ加えていく等、情報共有していきたい。
- ②治水事業と水防活動は車の両輪と言われるとおりに、水防活動があって地域防災が成り立つことを十分認識した上で、首長としてどのタイミング、判断で消防団の命を守りながら水防活動を行うことができるのか、一緒に考えていきたい。

<事務局>

- ①資料 1 - 2 に、豊橋市の防災関係の情報伝達手段として FM 放送が記載されていない件については、再度確認して資料の修正をする。

<愛知県建設部河川課>

- ①水位周知河川における水位の見直しを5月下旬から6月上旬にかけて行う。
- ②昨年の岩手県小本川の水害で、高齢者施設で犠牲者が出たことを受けて、高齢者施設に対して情報の伝達を的確に行うように、3月と4月に県下で説明会を開催した。
水防法の改正に伴い、高齢者施設の避難計画や訓練が義務化され、高齢者施設ごとに避難計画等を作成していただく必要があるため、その方法については県で具体化していく。
- ③県管理河川でも水ビジョンの取組みを開始した。
大規模な降雨では、水害は市町村の河川、県の管理河川、そして国の管理河川へ移っていき、市町村の対応は一連で推移していくため、水防災協議会でも国と連携していきたい。

(5) その他

陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方气象台、豊橋河川事務所から水防災に係る情報提供があった。

・陸上自衛隊の災害派遣活動について

<防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地>

- ①陸上自衛隊第10師団と国土交通省中部地方整備局の災害情報の共有は、具体的な地域の連携の一つであるため、積極的に協力、対応していく。
- ②災害派遣時の要請権者は県、派遣権者は駐屯地司令職である。
阪神淡路大震災の教訓等から、駐屯地司令の権限で部隊を自主派遣する枠組みができた。
防衛省の施設に影響がある火災や水害の場合にも近傍派遣も実施する。
- ③自主派遣の判断原則は、公共性、緊急性、非代替性の3つであるが、最近は公共性や緊急性を優先して自主派遣を決定する。
タイムラインに関しては、自主派遣を行う根拠となることから、各自治体の判断基準を一緒に検討したい。例えば、人命救助に関することであれば自主派遣可能であるため、避難も人命救助の範疇と解釈して活動できるのではないかと考えている。
- ④県、市町村と連携しながら定期的な連絡調整や防災訓練の実施及び参加、あるいは県のシステムに基づく情報共有を進めている。
- ⑤昨年からは、豊橋河川事務所と重要水防箇所との合同巡視を実施している。
今後は、河川水位の情報を共有して一緒に対応していく。
本サミットに参加していないが、海上保安庁との連携も取組んでいきたい。

・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について

・水防法等の一部を改正する法律等について

<豊橋河川事務所>

豊橋河川事務所より、「緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信」「水防法等の一部を改正する法律等」について情報提供を行った。

・大雨警報・洪水警報の危険度分布について

<名古屋地方気象台>

- ①従来は、大雨警報、洪水警報は、予測情報や今後のシナリオ等を文章情報として提供していた。今年度出水期から視覚的により分かりやすくするために、「危険度分布」及び「危険度を色分けした時系列」を提供する。
- ②洪水警報については、3時間先の雨量予測に基づいて、国土数値情報に登録された全国約2万の河川を対象に1km格子に流域雨量指数を予想し、危険度を5段階に判定を行う。洪水警報の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを表示する。
- ③7月上旬から気象庁のホームページにて危険度分布を公開、提供していく。公助、共助、自助のために、防災機関のみならず住民が避難行動の参考にするツールとして利用していただきたい。

以 上